

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名) 4番 佐野多希子

7番 山田伸二

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告

第4 報告第11号 農地適正化あっせんの結果について

第5 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第6 報告第13号 賃貸借の合意による解約について

第7 報告第14号 使用貸借の合意による解約について

第8 報告第15号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について

第9 議案第19号 津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

第10 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

第11 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

第12 議案第22号 現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局長 横山 智
主査 松木 美由紀
主任 平塚 恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年第6回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんご苦労様です。本日は第6回の農業委員会総会におきまして、何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。6月に入りましてぐずついた天気が続きまして、雨も多くまた、肌寒い暖房の必要な日もあったと言うことで豆の発種また、牧草の収穫、畑の管理作業等何かとみなさんご苦労されているのではないかと思います。今現在もかぼちゃの定植も残っている方もいるとのことでなかなか畑も乾かず途方にくれている方もいるそうです。現在の農産物の作況では新聞等によりますと畑作三品玉葱等は、平年並みとのことでございますが、あと、1か月ほどで麦の収穫も始まろうとしている訳ですが、今後、安定した天気が続いていただき農作物が順調に育つことを期待したいと思います。それでは、今日の議案慎重審議していただき、執り進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「**会議録署名委員の指名**」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、3番 嶋田委員、5番 迫田委員を指名します。

議長：日程第2「**会期の決定について**」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議 長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承ください。

議 長：日程第4 報告第11号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第11号農地移動適正化あっせんの結果につきまして、ご説明いたします。

あっせん委員は石橋農地部会長、田原委員、近藤委員です。

1 あっせん日 平成29年6月6日（あっせん回数 1回）

2 内 容 売 買

3 農地の内訳

【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】

農地の所在 東岡247番1外3筆、地目 畑、面積合計 86,681㎡、売買価格 ●●●●円で10a当り住宅周りは●●●円 281番1は●●●円で

す。
あっせん結果につきましては、近藤委員が調整をとっていましたが、売買価格が高額なため農地中間管理機構の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。今後は、農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第11号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第11号については、報告のとおりご了承願いま

す。

議 長：日程第5 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第12号の農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてご説明いたします。今回の案件は相続による所有権の移転1件であります。議案書をご覧ください。

番号8番【譲渡人及び譲受人住所氏名説明】土地の所在 美都209番1外5筆
地目記載のとおり、面積合計 44,888.25㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地の引渡しの時期 平成28年12月31日、届出理由 死亡による相続です。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第12号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第12号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第6 報告第13号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第13号賃貸借の合意による解約について、ご説明いたします。今回の案件は、1件であります。議案書をご覧ください。

番号7-1番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在

東岡247番1外2筆、地目 畑、面積合計41,617㎡の内39,400㎡、
移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成22年3月30日、終期
平成29年11月30日、全契約地 39,400㎡、合意解約の合意が成立し
た日 平成29年6月27日です。

番号7-2番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在
東岡281番1、地目 畑、面積合計45,064㎡の内38,500㎡、移転
の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成20年3月31日、終期 平
成29年11月30日、全契約地 38,500㎡、合意解約の合意が成立した
日 平成29年6月27日です。

通知は1件ですが、始期が違うため議案では分けて説明させていただきました。

なお、今回の解約については、貸主の意向による解約でございます。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いた
だきたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第13号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第13号については、報告のとおりご了承願いま
す。

議 長：日程第7 報告第14号「使用貸借の合意による解約について」を議題といたし
ます。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第14号使用貸借の合意による解約について、ご説明いたします。
今回の案件は1件であります。議案書をご覧ください。

番号8番【貸主及び借主住所氏名説明】合意解約する土地の表示等 所在 最上
361番13、地目 畑、面積2,139㎡、使用貸借契約の内容 種類 使用
貸借権、内容 普通畑、始期 平成23年6月28日、終期 平成33年12月
31日、全契約地 2,139㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年6
月26日です。

なお、本申請地は、現在農業用施設用地として利用しているため、後ほどご審議
いただく地目変更のための現況証明願いに伴う解約です。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第14号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第14号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第8 報告第15号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第15号農地所有適格法人の要件確認結果の報告について、ご説明いたします。

「農地所有適格法人要件確認一覧」をご覧ください。今回報告されました法人は【法人の名称を讀上げる】の21件です。
今回報告されました案件につきましては、全ての項目において、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第15号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
【声なし】

議 長：質問等がないようですので報告第15号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第9 議案第19号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第19号の津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

申請は、農振の変更が1件であります。議案書をご覧ください。

番号4番 所在地 美都328番1、地目公簿並びに現況 畑、面積 9,174㎡の内490㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 変更、変更理由 農業用施設の建設のため、【申請者住所氏名説明】

なお、本申請地は、後ほどご審議いただく5条申請とあわせて申請のあったものです。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第19号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第19号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第10 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第20号の農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号9番【貸主及び借主住所氏名説明】土地の所在 豊永4番1外1筆、地目記載のとおり、面積合計 4,174㎡、利用状況 普通畑、契約種類 使用貸借、始期 平成29年6月26日、終期 平成30年3月31日、設定後事業経営面

積 4, 174㎡、申請理由 (貸主)借主の趣旨に賛同し、自己の家庭菜園を貸付ける。(借主)社会福祉協議会の取組として、ひきこもり者等が、将来的には町の活性化に貢献できる就労の場づくりを目標としながら当面、中間就労の場として農園づくりを進めるため。次のページに移ります

農地法第3条調査書受付番号9番をご覧ください。本申請は、社会福祉事業を行うことを目的として、設立された法人で農林水産省令で定めるものが、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要と認められるため、農地法施行令第2条第1項1号ハに該当すると判断し、農地法第3条第2項第1号から第5号までは該当いたしませんまた、第2項第6号から第7号までは記載のとおりでございます。

次に農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、農地法施行令第2条第1項1号ハに該当するため、条件付き許可には該当いたしません。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきたいと思えます。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第20号について、質疑を求めます。

【声なし】

議 長：質疑を終結します。

これより議案第20号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第11 案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第21号の農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号3番【貸主及び借主住所氏名説明】申請地 所在 美都328番1、地目

公簿・現況 畑、面積 9, 174㎡の内490㎡、契約種類 使用貸借、農振区分 農農業振興区域（用途変更申請中）、転用目的 農業用施設建設、申請理由 現在所有している農器具倉庫が手狭になり、新たに建設したい為です。

次のページに移ります。申請位置図をご覧ください。

新設の農機具倉庫は、既存の農機具倉庫と隣接して建設する予定で、申請地は倉庫の床面積340.2㎡のほか作業スペース及び除雪スペースをそれぞれとっております。詳細は裏面に配置図がございますのでご覧ください。以上説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第21号について、質疑を求めます。
【声なし】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第21号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第12 案第22号「現況証明願について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第22号の現況証明願についてご説明いたします。

今回1件の申請がありました。

議案書をご覧ください。

番号1番【申請者住所氏名説明】申請地 最上361番1、公簿地目 畑、現況地目 農地、採草放牧地以外、面積 2, 139㎡、利用状況 農業用施設用地
【所有者住所氏名説明】、願出理由 現況に相違ないことを証明願う、使用目的 地目変更登記申請のため。

次のページに移ります。申請位置図をご覧ください。

本申請地は、現在申請地内にあるD型ハウス及び農機具倉庫について、建設当時5条許可を得ていないが、農業用施設用地であること並びに今後の耕作にも支障

がないよう配慮していることから築10年以上が経過していることもあり、現地目証明で地目の変更をしたいとの願いがあったものです。以上説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第22号について、質疑を求めます。
【声なし】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第22号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(14時00分)